資料④

エリア区分図

①保全　琵琶湖辺の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る	
②利用　誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進する	
③活用　様々な主体との連携により、湖辺での賑わいを創出する	

●：水泳場、公園、キャンプ場、道の駅（既存）、港等の公共施設、ホテル（収容人員300名以上）
●：県・市の施策の方針をふまえ、民間活力導入を図っている、もしくは検討している施設

■各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたり、以下に示す事項に留意しつつ進めるものとする。

- 「経済」「社会」「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの視点を活かす。
- 浸水等治水に関するリスク情報も踏まえて検討するとともに、河川管理施設の機能を損なうことのないよう検討する。
- 湖辺域の自然環境や豊かな生態系の保全および再生に強く留意しながら、琵琶湖保全再生計画に基づき、琵琶湖を守ることと活かすことの好循環の推進を目指す。
- 魚のゆりかご水田の取組等、農地や生物多様性の持つ価値および機能を認識し、農地を保全するための土地利用計画を踏まえ、農地や生物多様性の持つ価値および機能の適正な保全を図ることを前提に検討する。
- 湖辺域での漁業の重要性を認識し、漁業活動を損なうことのないよう検討する。
- 「滋賀県景観計画」および各市が策定した景観計画等を踏まえて、湖岸や田園から対岸や山並みの眺望が楽しめる景観の保全を基本とし、良好な景観を守り育て、継承することを前提に検討する。

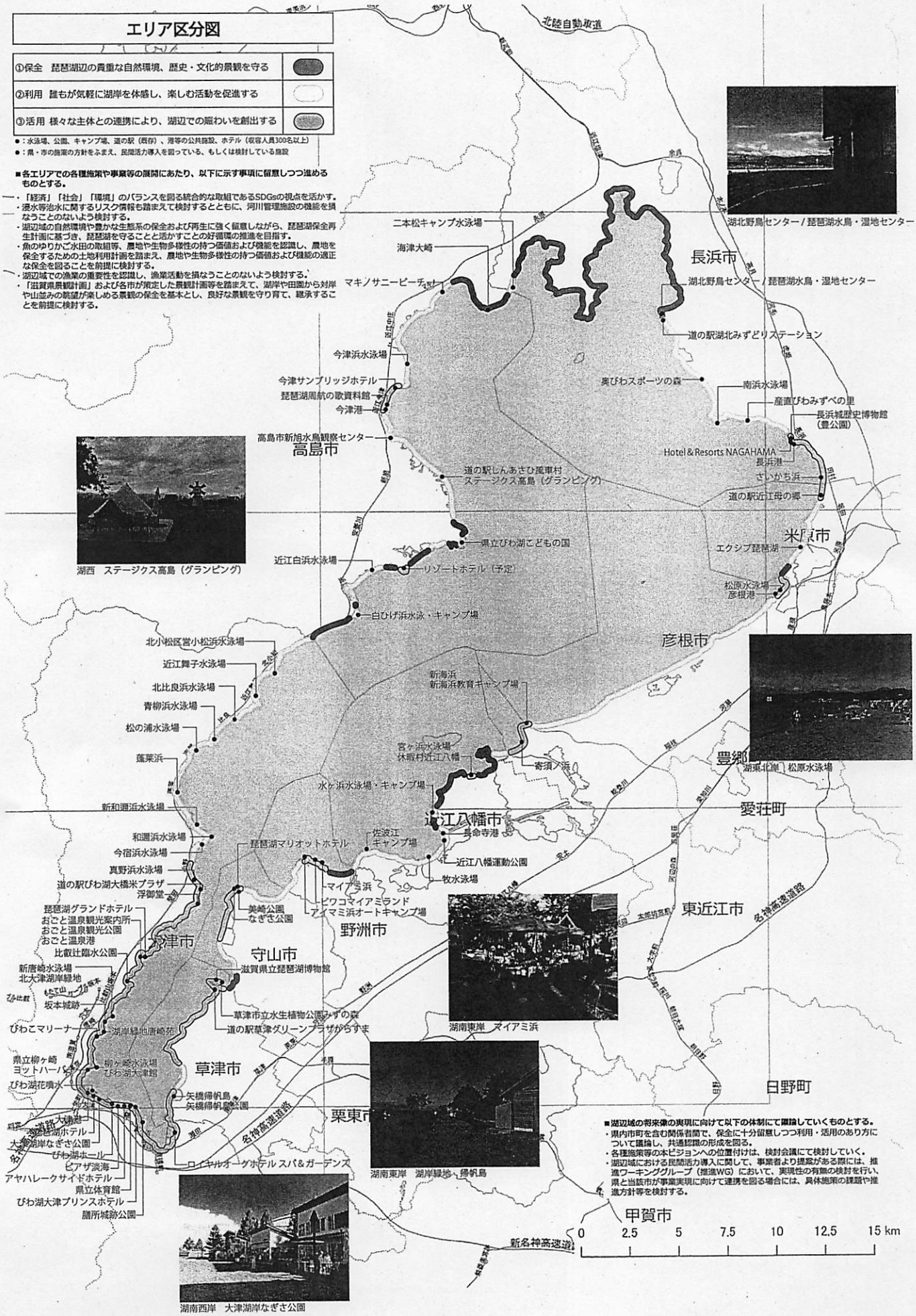

湖西　ステージクス高島（グランピング）

■湖辺域の将来像の実現に向けて以下の体制にて議論していくものとする。

- 県内市町を含む関係者間で、保全に十分留意しつつ利用・活用のあり方について議論し、共通認識の形成を図る。
- 各種施策等の本ビジョンへの位置付けは、検討会議にて検討していく。
- 湖辺域における民間活力導入に関して、事業者より提案がある際には、推進ワーキンググループ（推進WG）において、実現性の有無の検討を行い、県と当該市が事業実現に向けて連携を図る場合には、具体施策の課題や推進方針等を検討する。